

## 倉敷市請負工事成績評定結果の公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、倉敷市が発注する請負工事の成績評定結果の公表についての取扱を定める。

### (公表の対象)

第2条 公表の対象は、工事検査合格通知書及び工事成績評定通知書（検査様式3、以下「評定通知書」という。）とする。

### (公表の方法)

第3条 公表の方法は、前条の評定通知書を検査合格日から1ヶ月を経過した後、翌月の初めに情報公開室で行うものとする。

### (公表の期間)

第4条 公表の期間は、公表した年度を含めた5年度までとする。

付 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月22日から施行する。